

公 告

(佐伯河川国道事務所佐伯出張所管内における災害時等の応急対策工事等に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成25年2月12日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 中野 道男

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所佐伯出張所が管理する直轄管理区間において災害が発生し、若しくは災害の発生が予測される場合、または災害対策本部長（九州地方整備局長）からの応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所において、発生した災害の応急対策に関し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 災害協定対象区間

佐伯河川国道事務所佐伯出張所管理区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）からの応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所。なお、佐伯出張所管理区間は以下のとおり。

番匠川水系番匠川	－ 0 k 4 0 0	～	1 9 k 0 0 0
番匠川水系堅田川	0 k 0 0 0	～	2 k 5 0 0
番匠川水系井崎川	0 k 0 0 0	～	3 k 6 0 0
番匠川水系久留須川	0 k 0 0 0	～	8 k 7 0 0

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所佐伯出張所が管理する直轄管理区間において発生した災害の応急対策に関してこれに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として施行するものである。

また、災害時（洪水、地震、津波、その他の異常気象）に番匠川流域内の直轄管理区間における堤防・護岸・水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するため河川区域内の巡視を行う。

さらに、洪水時等で番匠川流域内に内水対策が必要な箇所がある場合は、佐伯河川国道事務所所有の排水ポンプ車及び照明車を現地に派遣し運転を行う。なお、災害対策本部長（九州地方整備局長）からの応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所において災害対策機械等の運転を行う場合もある。

(4) 基本協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を提出された技術資料等から総合的に評価して佐伯出張所管内で5社程度を協定締結業者に決定する評価方式である。

(6) 災害時等応急対策工事等の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 基本協定区間である大分県佐伯市（以下「協力依頼対象区域」という。）に建設業法に基づく主たる営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。なお、5人以上の一級土木施工管理技士が勤務する支店及び営業所等が佐伯市内にあり、それを証明する資料を添付されている場合については、上記に係わらず本社機能として判断する。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度一般土木工事に係るB等級、C等級又は維持修繕工事に係る一般競争参加資格の申請を行っており、且つ、平成25年4月1日時点で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、認定されていない場合は、協定に選定されていた場合でも、選定を解除する。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 協力依頼対象区域内に平成20年4月以降に国、公団等又は県市町村発注の一般土木工事又は維持修繕工事の工事実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した一般土木工事又は維持修繕工事のうち平成20年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。一般土木工事、維持修繕工事の平均点の高い方で評価する。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として災害時に5名以上の一級土木施工管理技士を確保できること。
- (9) 協力依頼対象区域内において必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。
- (10) 「災害復旧を考慮した体制のあり方」について簡易な施工計画を提出すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課

電話0972-22-1880（代）

FAX0972-23-2799

担当：調査第一課長 眞矢 誠一郎（内線351）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：平成25年2月12日（火）から平成25年2月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②交付場所：〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課
- ③交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：平成25年2月12日（火）から平成25年2月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出場所：上記（1）に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDを添付すること。）により提出する。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成25年度における「災害時等の応急対策工事等に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- (4) 請負契約を取り交わす時点において施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。